

[事案 26-185] 入院給付金支払請求

・平成 28 年 2 月 3 日 和解成立

<事案の概要>

37 日間の入院は必要な入院であったとして、入院給付金・一時金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 6 月に契約した医療保険について、慢性肝炎、高血圧症、うつ病の治療のため、平成 26 年 9 月から 37 日間入院したが、入院給付金・一時金が支払われなかった。医師の指示であり、必要な入院であったので、これを支払ってほしい。

<保険会社の主張>

事実確認の際に取り付けた看護記録・検査数値から、当該約款によって規定されている「医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する」ような状態であったとは認められないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、医療機関から診療録、看護日誌等の医療記録を取り寄せ、主治医に対する照会を行うとともに、第三者の専門医の意見を審理の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、一定の入院期間以降の「入院」の必要性は認められず、一時金特約の支払事由を満たしていないが、申立人の血圧は、本件入院開始日から一定の期間までは、比較的高値が続き、自宅等での治療が困難なため、病院等で常に医師の管理下において治療に専念することが必要であったと評価できると考えられる。これを踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。